

三田市告示第 168 号

地縁による団体の告示事項の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、告示された事項の変更届があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 8 月 6 日

三田市長 田 村 克 也

1. 届け出た認可地縁団体

- ① 名 称 東向区
- ② 所在地 三田市東本庄 3 7 3 6 番地
- ③ 代表者 ア. 氏名 小前 正和
イ. 住所 三田市東本庄 1 5 6 8 番地

2. 変更があった事項及び内容

① 代表者の変更

	変 更 前	変 更 後
氏 名	小前 正和	福本 秀樹
住 所	三田市東本庄 1 5 6 8 番地	三田市東本庄 1 9 1 6 番地

② 変更の年月日 令和 8 年 4 月 1 日

③ 変更の理由 任期満了に伴い、新たな代表者を選任したため。